

令和3年10月11日  
指 導 室

専決処分した事件の報告について(事件の損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生年月日 令和3年5月30日
- (2) 発生場所 東京都江東区東陽二丁目2番14号  
シティテラス東陽町501号室
- (3) 事故の状況 東陽中学校野球部の活動を本校校庭において実施していた際、部員がバッティング練習中に打ったボールが、校庭の防球ネットを越え、隣接するシティテラス東陽町501号室の網戸に当たり、網戸を破損した。

2 決定年月日 令和3年7月12日

3 損害賠償額 8,800円(修理費)